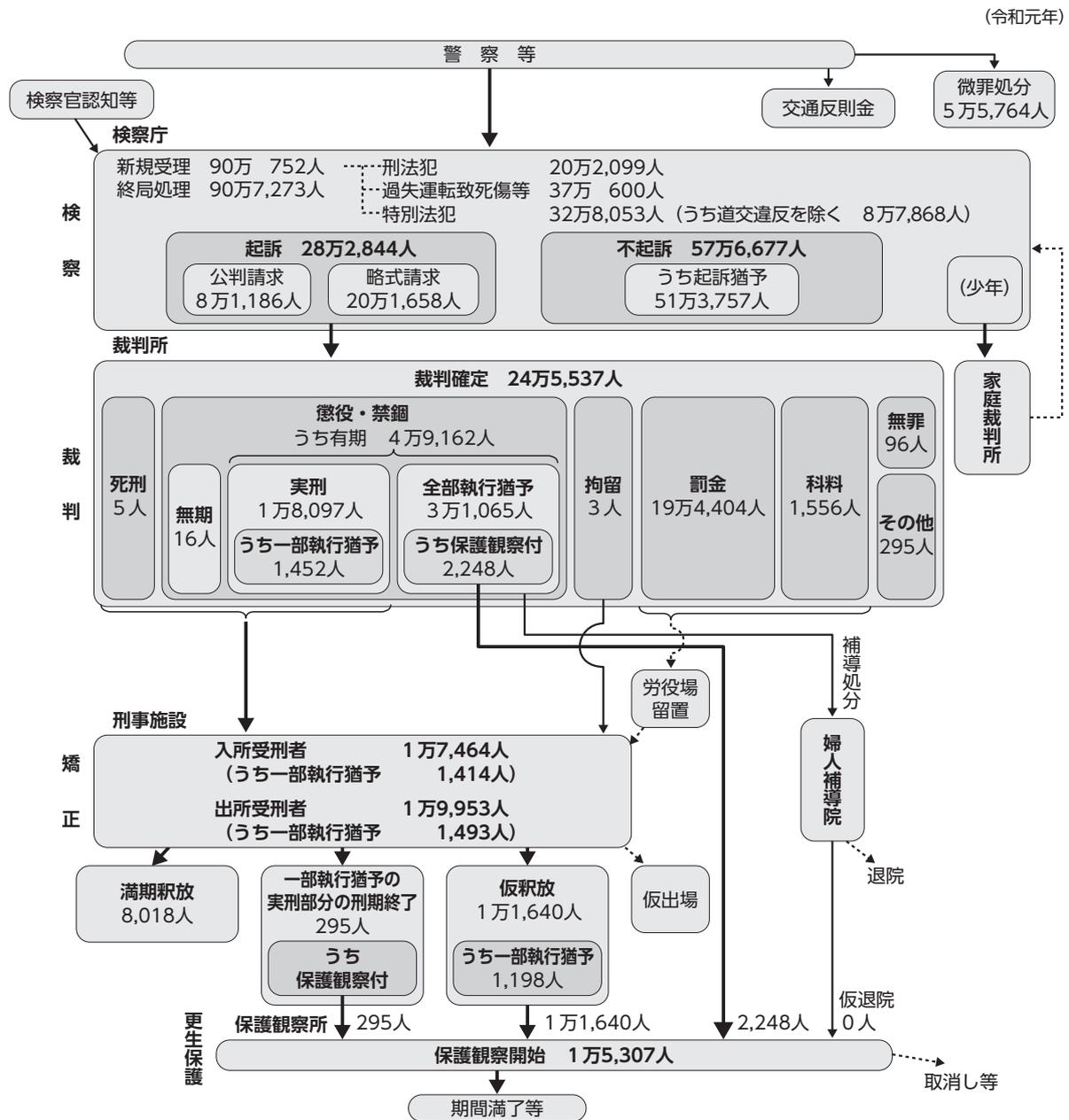


# 第3章 再犯の防止等を取り巻く状況

## ▶ 1 犯罪者処遇の概要



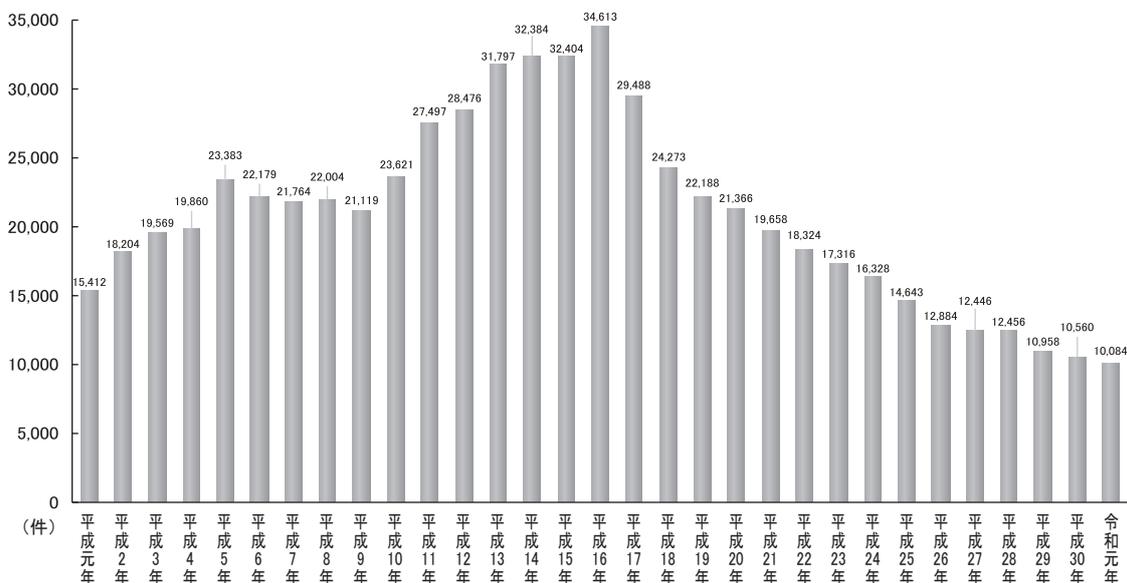
- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
- 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
- 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
- 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

出典：令和2年版犯罪白書

## ▶ 2 さいたま市における犯罪の発生状況

### (1) 刑法犯認知件数の推移

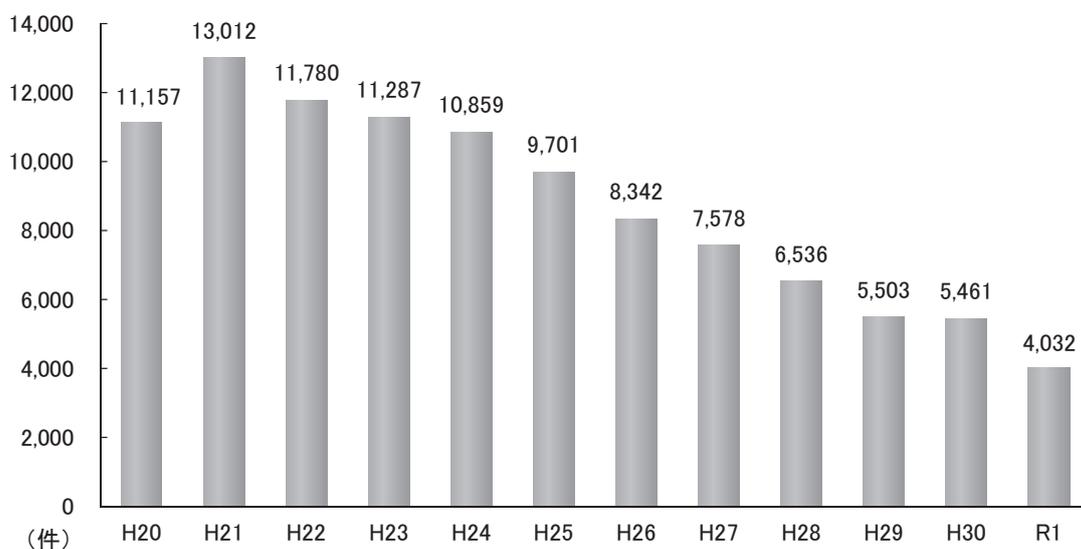
本市の刑法犯認知件数は、平成16(2004)年をピークに減少傾向が続いています。令和元(2019)年は、ピーク時の約3分の1以下の水準まで減少しています。



※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

### (2) 不良行為少年補導件数の推移

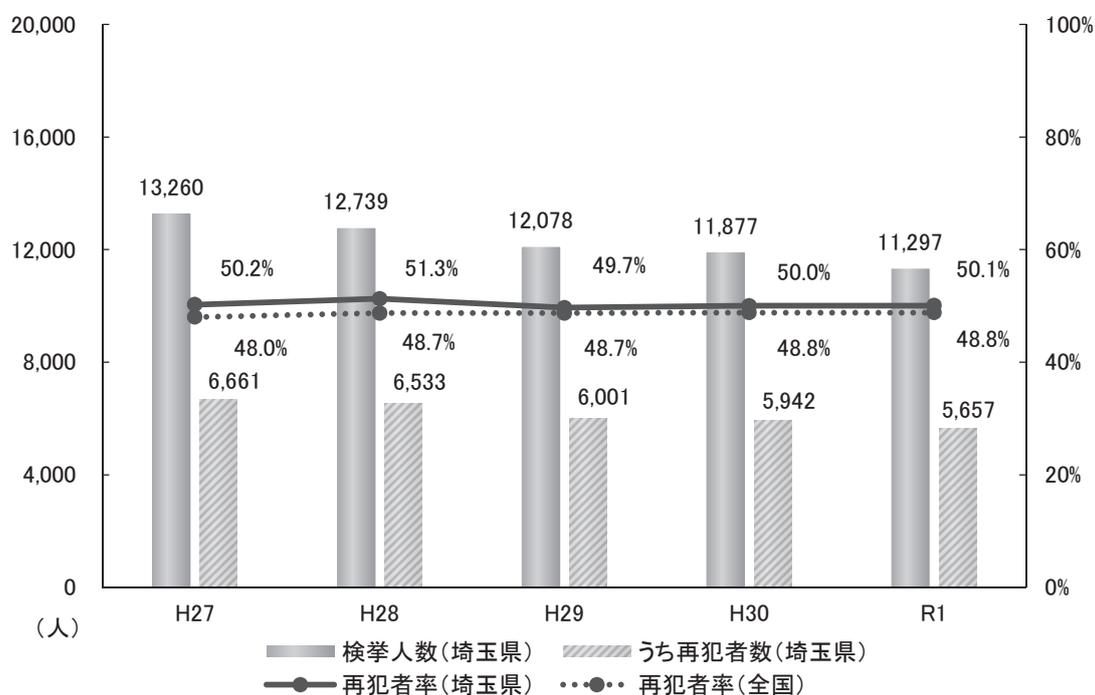
本市（蓮田市を含む）の不良行為少年補導件数は、平成20（2008）年から平成21（2009）年にかけて増加しましたが、以後は減少傾向にあります。



※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

### ▶ 3 さいたま市を取り巻く再犯に関する状況

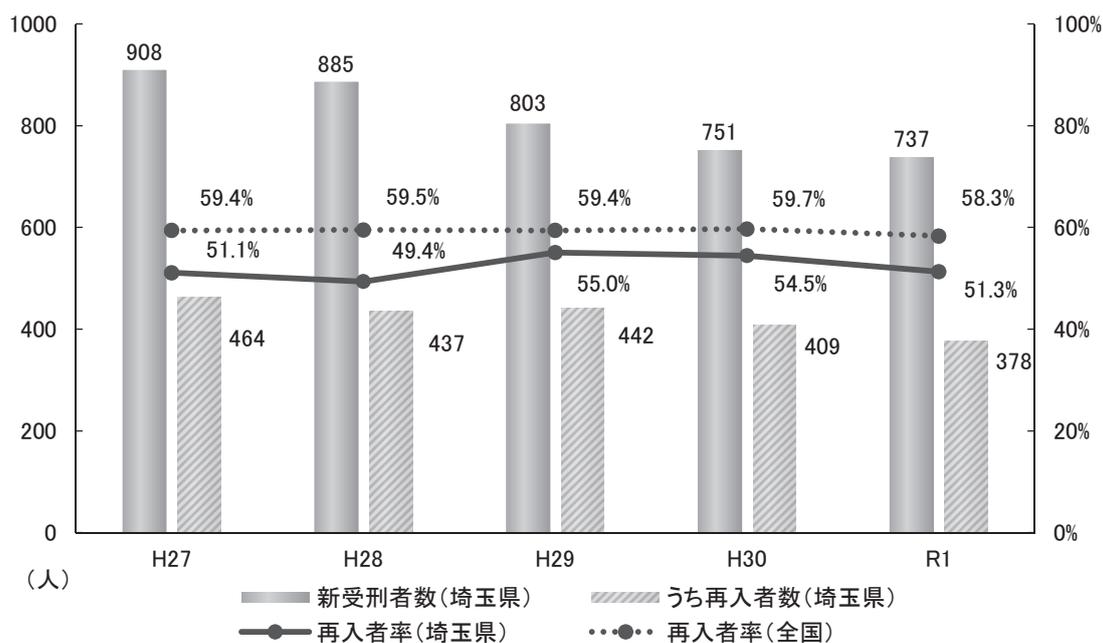
#### (1) 埼玉県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(埼玉県警察が検挙した者)

※出典：法務省による集計

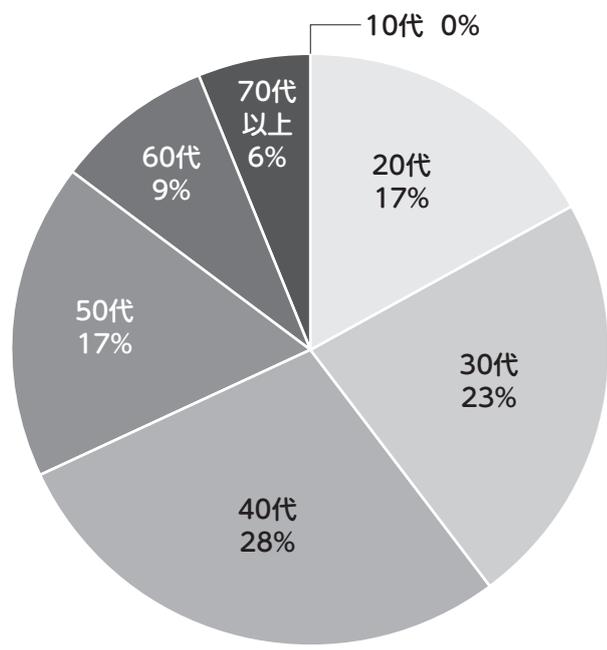
#### (2) 埼玉県における新受刑者中の再入者数及び再入者率



(再入所に係る犯行時の居住地が埼玉県であった者)

※出典：法務省による集計

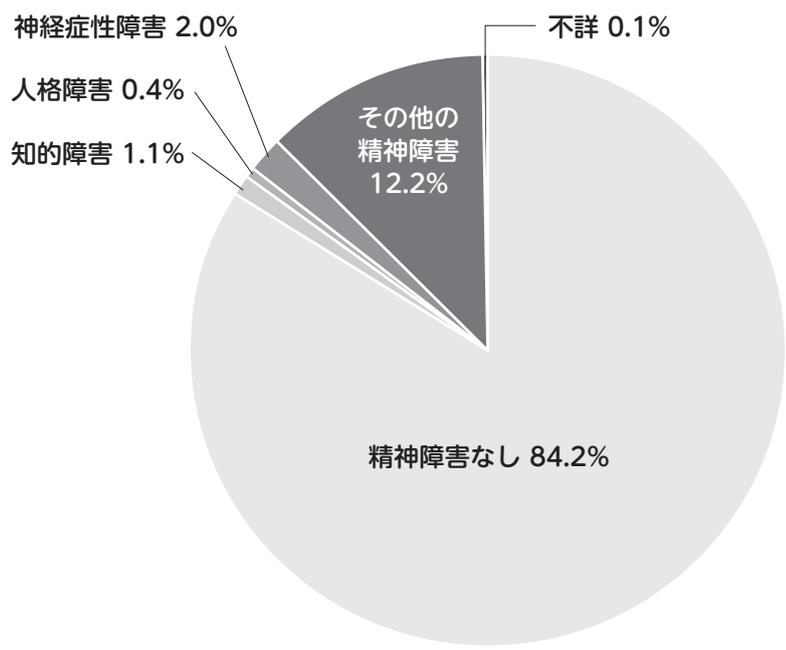
### (3) 埼玉県における新受刑者の年齢構成 (令和元 (2019) 年)



(犯行時の居住地が埼玉県であった者)

※出典：法務省東京矯正管区提供データに基づき作成

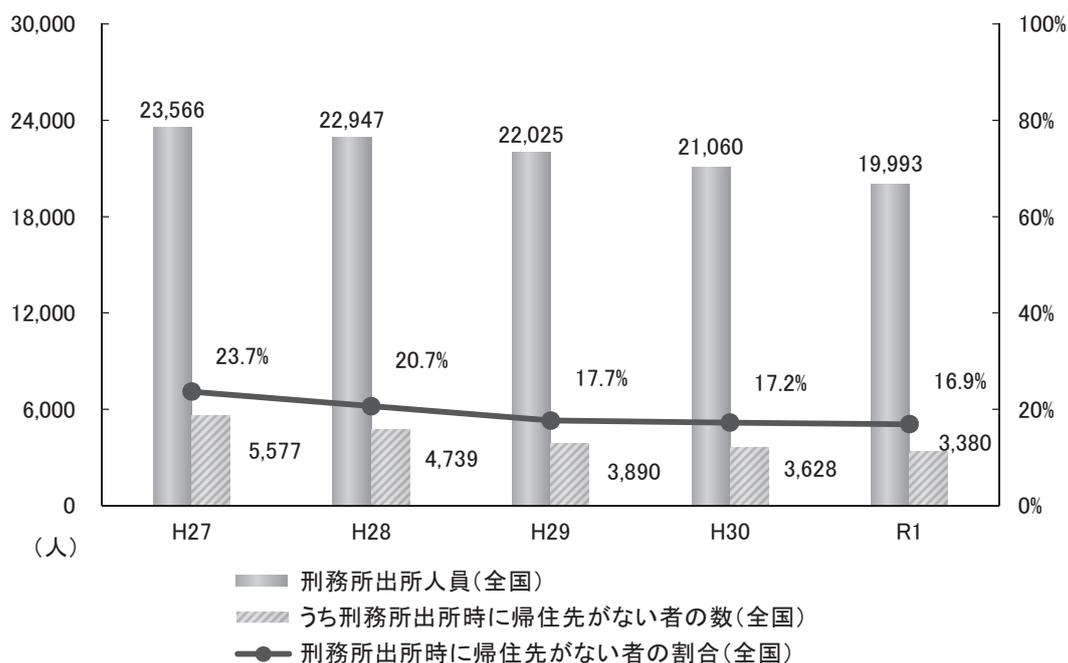
### (4) 埼玉県における新受刑者の刑事施設入所時における精神診断の結果 (令和元 (2019) 年)



(犯行時の居住地が埼玉県であった者)

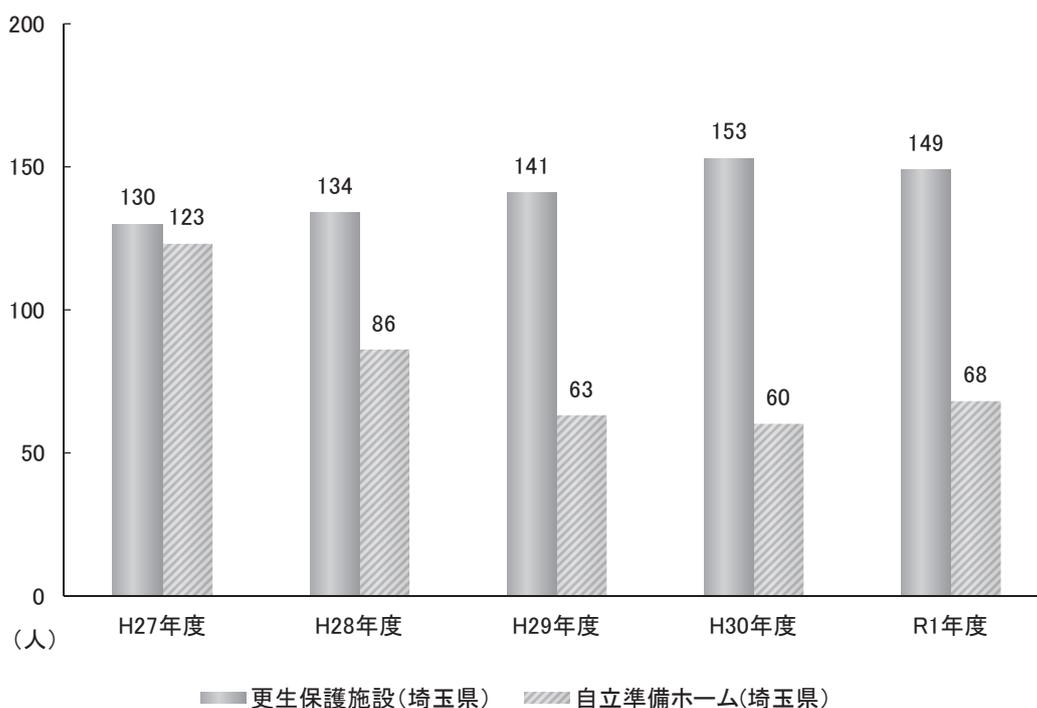
※出典：法務省東京矯正管区提供データに基づき作成

### (5) 全国における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合



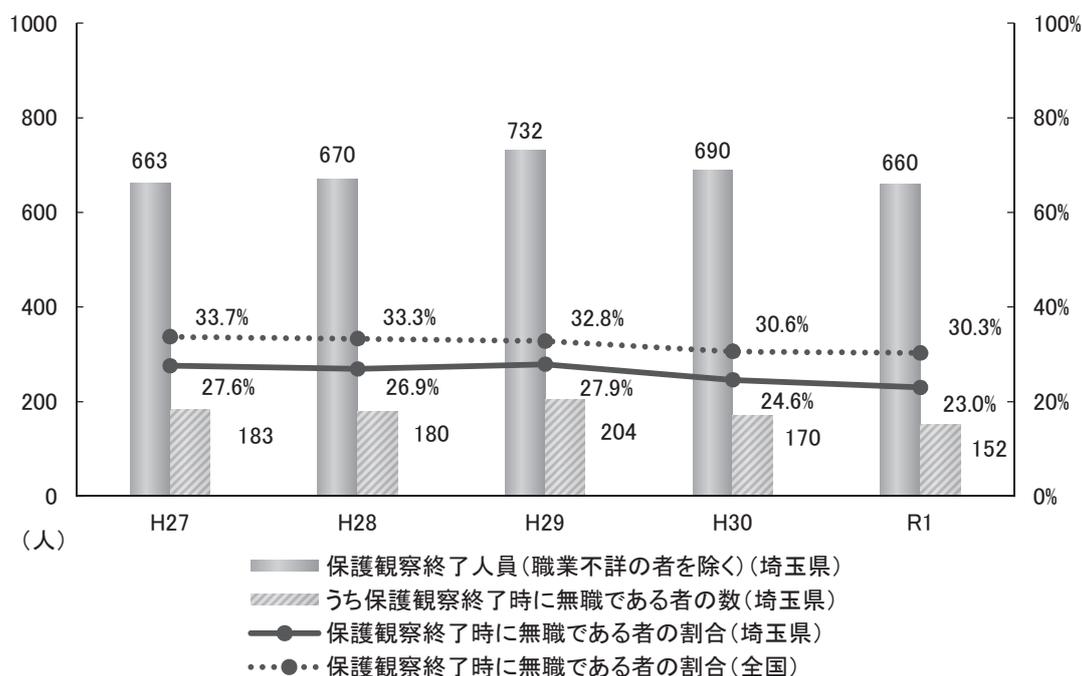
※出典：法務省による集計

### (6) 埼玉県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数



※出典：法務省による集計

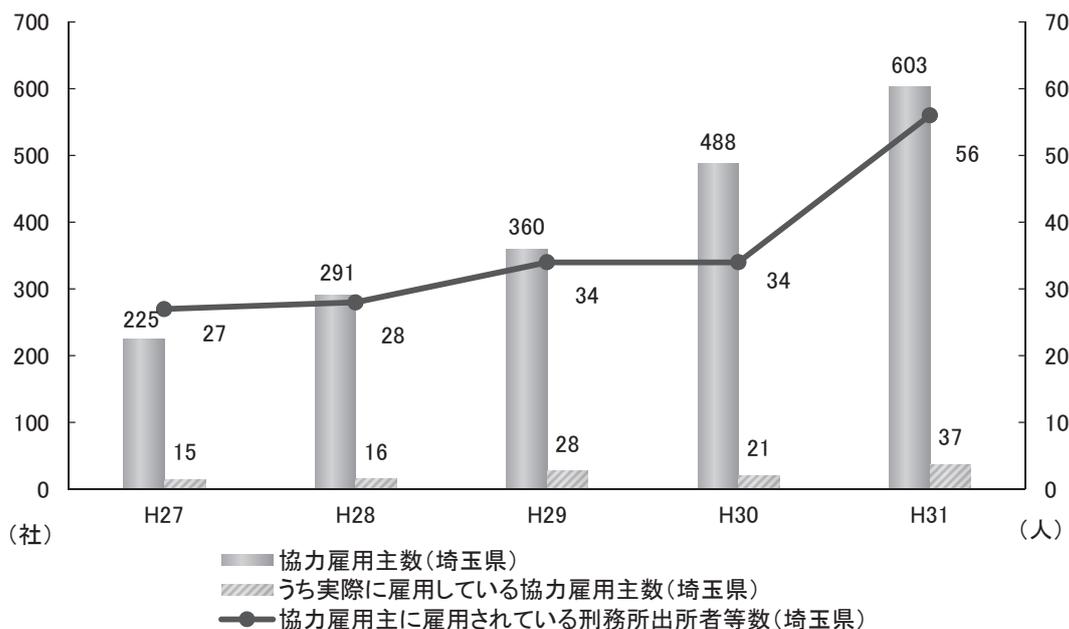
(7) 埼玉県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)



(さいたま保護観察所における保護観察終了者)

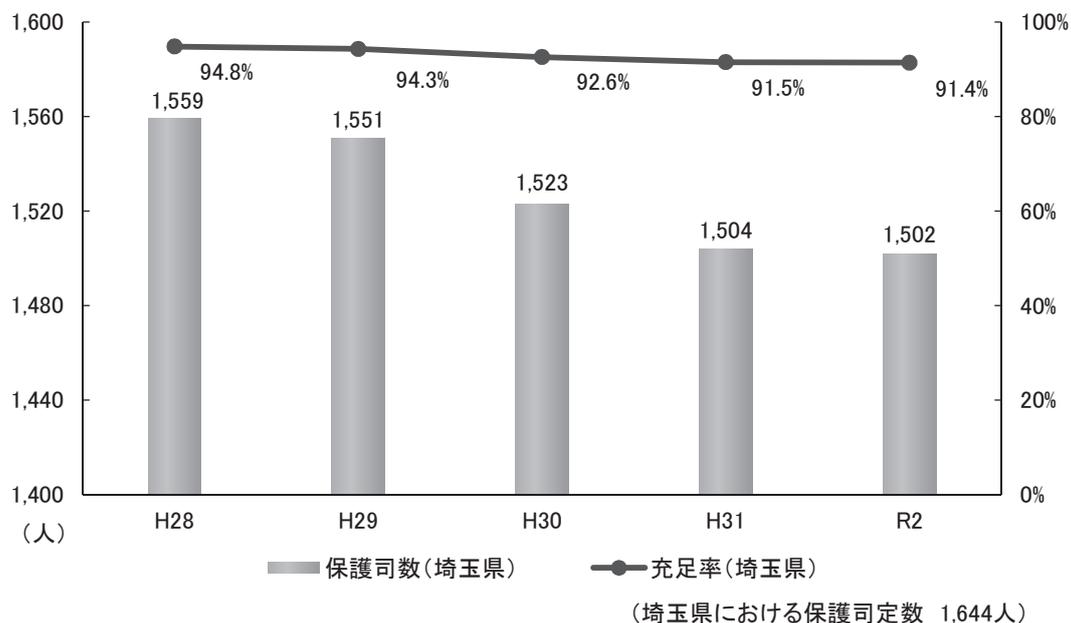
※出典：法務省による集計

(8) 埼玉県における協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の状況(各年4月1日現在)



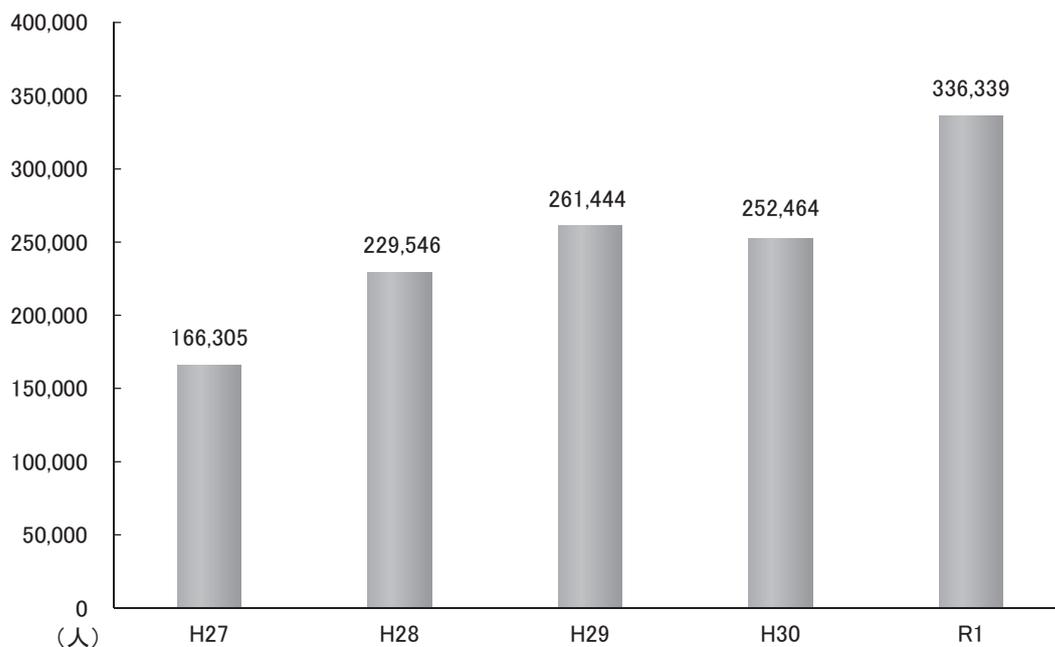
※出典：法務省による集計

### (9) 埼玉県における保護司数及び保護司充足率 (各年1月1日現在)



※出典：法務省による集計

### (10) 埼玉県における“社会を明るくする運動”行事参加人数



※出典：法務省による集計

## 第4章 計画の推進体制

本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、再犯の防止等に関わる学識経験者、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、社会福祉関係団体、雇用関係機関、民間団体等で構成する「(仮称)さいたま市再犯防止推進協議会」を設置し、計画の進捗状況について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、「(仮称)さいたま市再犯防止推進協議会」を活用して、委員相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、地域における再犯の防止等に関する取組を協働して推進していきます。